

BEST2016

■2016年1月号 p. 74 「S・A40問」 No.38

- ・問題枝文(3)を(4)に変更いたします。
- ・問題枝文(4)を(3)に変更いたします。

正解・解説は掲載通りのままです。

■2016年2月号 p. 42【過去問】★★「令状による搜索・差押えを実施するに際して、～」

誤：正解○

正：正解×

■2016年6月号 p. 33 「私の刑訴法」

上から12行目

誤：224条5

正：224条2

下から10行目

誤：224条5項

正：224条2項

下から8行目

誤：224条5

正：224条2

■2016年7月号 p. 86 「S・A40問」 No. 12 (4) 解説

以下のように訂正いたします。

誤：単純賭博罪の幫助犯が成立する。

正：単純遺棄罪の共同正犯が成立する。

判例・通説は、65条1項は真正身分犯の成立と科刑の規定、65条2項は不真正身分犯の成立と科刑について規定したものと解釈するところ、枝文の保護責任者遺棄罪は不真正身分犯に当たります。そのため、65条2項が適用され、保護責任者である母親には保護責任者遺棄罪の共同正犯が成立しますが、「身分のない者」である男には、「通常の」犯罪である単純遺棄罪の共同正犯が成立することとなります。